

令和5年

第10回教育委員会会議

報告第4号

秋田県教育委員会

報告第4号

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき教育委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

令和5年6月26日

秋田県教育委員会教育長 安田浩幸

理 由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、教育委員会を開くいとまがなく専決処分を行ったので、これについて教育委員会に報告し、その承認を求めるものである。

報告第 4 号参考資料

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則(昭和31年秋田県教育委員会規則第10号)第4条第1項の規定に基づき、議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について専決処分する。

令和5年6月12日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

令和5年6月8日付け財-89により、次の議案について意見を求められたが、原案のとおり同意する。

- 1 令和5年度秋田県一般会計補正予算(第2号)(教育委員会に関する事項)
- 2 秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例案

教総————— 4 6 8

令和 5 年 6 月 1 2 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久 様

秋田県教育委員会

教育長 安 田 浩 幸

(公印省略)

意見の聴取について (回答)

令和 5 年 6 月 8 日付け財 - 8 9 で照会のあったことについては、原案のとおり同意します。

担 当

教育庁総務課

企画班 石塚

内線 5 1 1 2

令和5年6月8日

秋田県教育委員会

教育長 安田 浩 幸 様

秋田県知事 佐竹 敬久

(公 印 省 略)

意見の聴取について (照会)

令和5年秋田県議会第2回定例会(6月議会)に次の議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を聴取します。ついては、6月12日(月)までに回答してください。

- 1 令和5年度秋田県一般会計補正予算(第2号)(教育委員会に関する事項)
- 2 秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例案

担 当 : 総務部財政課

調整・予算第一班 佐藤

電 話 : 018-860-1105



番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		18,416	国	18,416	
	1		教育総務費		18,416	国	18,416	
		5	教育助成費		18,416	国	18,416	
			私学振興費	01 私学教育振興事務助成費	18,416	国	18,416	物価高騰による負担の軽減に要する経費
			合計		18,416	国	18,416	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		16,104		16,104	
	4		高等学校費		16,104		16,104	
		5	学校建設費		16,104		16,104	
			建設事業周 辺家屋調査 事業費	01 建設事業周辺家屋調査事業	16,104		16,104	旧鷹巣高等学校解体工事に伴う周辺家屋への影響調査に要する経費
			合計		16,104		16,104	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
3			民生費		73,110	国 69,816	3,294	
	2		児童福祉費		73,110	国 69,816	3,294	
		1	児童福祉総務費		73,110	国 69,816	3,294	
			保育振興事業費	01 保育対策総合支援事業	9,881	国 6,587	3,294	(新)医療的ケア児保育支援事業
				02 保育所等物価高騰対策事業	63,229	国 63,229		物価高騰による負担の軽減に要する経費
合計					73,110	国 69,816	3,294	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		173,183	国	173,183	
	1		教育総務費		173,183	国	173,183	
		4	教育指導費		173,183	国	173,183	
			学校指導費	01 (新)文化庁活動地域移行等推進事業	1,671	国	1,671	文化庁活動の地域移行等に向けた実証事業に要する経費
				02 (新)統合型校務支援システム共同調達・共同利用実証事業	171,512	国	171,512	市町村等と連携した小・中学校の統合型校務支援システムの構築に要する経費
			合計		173,183	国	173,183	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		3,446	国	3,446	
	4		高等学校費		3,446	国	3,446	
		2	高等学校管理費		3,446	国	3,446	
			学校運営費	01 県立学校給食費支援事業	3,446	国	3,446	物価高騰による負担の軽減に要する経費
			合計		3,446	国	3,446	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		8,806	国	8,806	
	5		特別支援学 校費		8,806	国	8,806	
		2	特別支援学 校管理費		8,806	国	8,806	
			特別支援学 校運営費	01 県立学校給食費支援事業	8,806	国	8,806	物価高騰による負担の軽 減に要する経費
合計					8,806	国	8,806	

議案第二百二十九号

秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例案

秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例

秋田県立高等学校設置条例（昭和三十九年秋田県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表秋田県立花輪高等学校の項、秋田県立小坂高等学校の項及び秋田県立十和田高等学校の項を削り、同表に次のように加える。

秋田県立鹿角高等学校

鹿角市花輪字明堂長根十二番地

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に秋田県立花輪高等学校、秋田県立小坂高等学校又は秋田県立十和田高等学校（次項において「花輪高等学校等」という。）に在学する者は、令和六年四月一日に秋田県立鹿角高等学校に転学させるものとする。

3 前項の規定により秋田県立鹿角高等学校に転学させた者については、花輪高等学校等における在学年数は、秋田県立鹿角高等学校における在学年数とみなし、花輪高等学校等において履修した課程は、秋田県立鹿角高等学校において履修したものとみなす。

令和五年六月十三日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

秋田県立花輪高等学校、秋田県立小坂高等学校及び秋田県立十和田高等学校の統合により、新たに秋田県立鹿角高等学校を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正理由

秋田県立花輪高等学校、秋田県立小坂高等学校及び秋田県立十和田高等学校の統合により、新たに秋田県立鹿角高等学校を設置する必要がある。

2 改正内容

秋田県立花輪高等学校、秋田県立小坂高等学校及び秋田県立十和田高等学校の名称及び位置に係る規定を削るとともに、新たに設置する高等学校の名称及び位置を次のとおりとすることとする。（別表関係）

名称	位置
秋田県立鹿角高等学校	鹿角市花輪字明堂長根 1 2 番地

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

別表（第二条関係）				新	
秋田県立鹿角高等学校	略		略	名 称	略
鹿角市花輪字明堂長根十二番地	略		略	位 置	
別表（第二条関係）				旧	
略	秋田県立十和田高等学校	秋田県立小坂高等学校	秋田県立花輪高等学校	略	名 称
略	鹿角市十和田毛馬内字下寄熊九番地	鹿角郡小坂町小坂字館平六十六番地の一	鹿角市花輪字明堂長根十二番地	略	位 置

令和5年度6月補正予算の概要

1 教育委員会関係補正予算の規模

現 計 予 算 額	1, 0 4 2 億 7, 9 9 8 万円
今 回 補 正 額	2 億 9, 3 0 6 万 5 千円
補 正 後 の 予 算 額	1, 0 4 5 億 7, 3 0 4 万 5 千円

2 補正予算の主な内容

(単位:千円)

(1) 総務課

- 私立学校運営費補助金（光熱費価格高騰分）【物価高騰対策】 18,416
 電力等の価格高騰の影響を受けている私立高等学校の負担軽減を図るため、
 光熱費の高騰分に対し助成する。 (⊕18,416)
- ・ 補助先 私立高等学校 5校
 - ・ 補助率 10/10 (県10/10)

(2) 総務課施設整備室

- 建設事業周辺家屋調査事業 16,104
 旧鷹巣高等学校解体工事完了に伴い、周辺家屋への影響調査を実施する。 (⊖16,104)
- ・ 建築物 11棟

(3) 幼保推進課

- ① (新) 医療的ケア児保育支援事業 9,881
 保育所等における医療的ケア児の受入体制を整備するため、看護師等
 の配置に要する経費に対し助成する。 (⊕6,587⊖3,294)
- ・ 補助先 市町村
 - ・ 補助率 3/4 (国2/3、県1/3)
 - ・ 補助件数 2件 (能代市、横手市)
- ② 保育所等物価高騰対策事業【物価高騰対策】 63,229
 電力等の価格高騰の影響を受けている保育所等の負担軽減を図るため、
 光熱費の高騰分に対し助成する。 (⊕63,229)
- ・ 実施主体 i) 市町村 ii) 県
 - ・ 補助先 i) 私立保育所等に助成を行う市町村
ii) 認可外保育施設等
 - ・ 補助率 i) 1/2 (県10/10) ii) 10/10 (県10/10)
 - ・ 補助単価 児童1人あたり5,300円 (年額)

(4) 義務教育課

- ① (新) 文化部活動地域移行等推進事業 1,671
中学校文化部活動の地域移行を推進するため、市町村が行う取組を支援 (国1,671)
する。
・ 事業内容 県連絡協議会の開催
実証事業の実施 (大館市、大仙市)

- ② (新) 統合型校務支援システム共同調達・共同利用実証事業 171,512
校務のデジタル化により教育の質の向上や教員の働き方改革を促進する (国171,512)
ため、市町村等と連携して、小・中学校等の統合型校務支援システムを構築する。
・ 運用開始 令和6年度(予定)
・ 参加市町村 7市町村(予定)

(5) 高校教育課・特別支援教育課

- 県立学校給食費支援事業【物価高騰対策】 12,252
食材の価格高騰下においても栄養バランスや量を保った学校給食を実施 (国12,252)
するため、食材費に対し助成する。
・ 予算額 高校教育課(県立中学校・県立定時制高校) 3,446千円
特別支援教育課(県立特別支援学校) 8,806千円
・ 補助率 10/10(県10/10)
・ 補助先 19校

※補足説明：財源について

国 国庫支出金 (国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金等)
一 一般財源

3 補正予算を除く6月議会提出案件

(1) 条例案

- ・ 秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例案
秋田県立花輪高等学校、秋田県立小坂高等学校及び秋田県立十和田高等学校の統合により新たに秋田県立鹿角高等学校を設置する必要がある。

令和5年度教育委員会関係補正予算 現計予算との比較

(単位：千円)

【歳出・主管課別】 ※補正予算内容説明書に記載の各課室所管全事業費合計

区分	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
総務課	1,760,290	18,416	1,778,706
総務課施設整備室	7,575,748	16,104	7,591,852
教職員給与課	78,149,429		78,149,429
幼保推進課	6,697,700	73,110	6,770,810
義務教育課	884,320	173,183	1,057,503
高校教育課	5,804,927	3,446	5,808,373
特別支援教育課	1,065,440	8,806	1,074,246
生涯学習課	987,143		987,143
生涯学習課文化財保護室	712,745		712,745
保健体育課	275,289		275,289
福利課	366,949		366,949
歳 出 合 計	104,279,980	293,065	104,573,045

【歳出・目的別】 ※教育委員会所管全事業費を行政目的別に分類

款	項	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
3 民生費		6,383,675	73,110	6,456,785
	2 児童福祉費	6,383,675	73,110	6,456,785
10 教育費		97,886,305	219,955	98,106,260
	1 教育総務費	11,770,377	191,599	11,961,976
	2 小学校費	25,913,970		25,913,970
	3 中学校費	18,460,564		18,460,564
	4 高等学校費	28,209,012	19,550	28,228,562
	5 特別支援学校費	10,143,062	8,806	10,151,868
	6 社会教育費	3,035,883		3,035,883
11 災害復旧費		10,000	0	10,000
	4 文教施設災害復旧費	10,000		10,000
歳 出 合 計		104,279,980	293,065	104,573,045

【歳出・性質別】 ※教育委員会所管全事業費を国が定める支出の性質別に分類

区分	説明	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)	
人件費	職員給与費、委員、非常勤職員報酬等	80,414,443	△171	80,414,272	
物件費	旅費、物品購入費、通信連絡費、委託費、使用料等	4,568,704	189,458	4,758,162	
その他行政経費	扶助費	就学奨励費、奨学のための給付金等	2,391,031		2,391,031
	補助費等	市町村・民間団体等への補助金、謝礼金等	8,455,884	103,778	8,559,662
	積立金	基金会計への積立金	113		113
	貸付金	貸付金	504		504
		小計	10,847,532	103,778	10,951,310
維持補修費	県有施設(教育機関、県立学校等)の維持補修費	132,065		132,065	
補助投資事業費	国庫補助を伴う施設整備費又は施設整備費補助金等	1,217,949		1,217,949	
単独投資事業	県単独の施設整備費又は施設整備費補助金等	7,089,287		7,089,287	
災害復旧事業費	施設設備の災害復旧費	10,000		10,000	
歳 出 合 計		104,279,980	293,065	104,573,045	